様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　６ 年　６ 月 ２４ 日現在

機関番号：３３９０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2020～2023
課題番号：２０Ｋ０１０６８

研究課題名（和文）中世盛期の西南フランスにみる列聖の国制的意義

研究課題名（英文）Canonization and political order of South-west France in the High Middle Ages

研究代表者
小野　賢一（ONO, Kenichi）

愛知大学・文学部・教授

研究者番号：３０７３９６７８

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,400,000円

研究成果の概要（和文）：封建時代の王や領邦君主の権力の十分に及ばないアンジュー帝国の辺境に位置する南西フランスのアキテーヌ地方の社会的秩序については、史料の不足により11世紀の神の平和運動以降の状況は解明されないままであった。本研究では列聖プロセスに着目し、列聖を教会制度上の閉ざされたシステムではなく、聖界・俗界のコミュニケーションの結節点として捉えるアプローチの採用によって、列聖調査請願者の書簡、列聖の調査の依頼文書、列聖教書などの列聖のための実務書類を時間軸に沿って調査することで12世紀の教会権力と聖俗権力の相互依存関係の構築を動態的に把握することを可能にした。

研究成果の学術的意義や社会的意義
12世紀後半の教皇権による列聖権の留保は叙任権闘争終結以後の時代の政治秩序を解明する手懸かりとなるという点で本研究の成果は今後の研究の第一歩となるように思われる。列聖は聖俗のコミュニケーションの結節点であり、その意味で今後の教会史・国制史の研究に寄与する可能性を備えているといえよう。ベネディクトゥス14世『神の僕の列福と福者の列聖』によって列聖は制度として体系化されるに至る。この間に大量に作成された列聖関連文書の一件書類は歴史研究の蚊帳の外に置かれ手つかずで残されている。先行研究で看過されてきた列聖関連文書の史料としての可能性を明らかにし得たという点も本研究の貢献のひとつである。

研究成果の概要（英文）：The social order prevalent in the Aquitaine region of southwestern France, located on the frontier of the Angevin Empire-which was beyond the reach of feudal kings and territorial monarchs-after the 11th-century Peace of God movement has remained unexplained owing to a lack of historical sources. By focusing on the canonization process and adopting an approach that views canonization not as a closed system within the church but as a nexus of communication between the sacred and secular worlds, this study attempts to dynamically understand the construction of interdependence between ecclesiastical power and secular power in the 12th century. To this end, the study examines practical documents for canonization, such as letters of petitioners for canonization investigations and canonization instructions, chronologically.

研究分野：ヨーロッパ中世史

キーワード：列聖　教会史　国制　教皇権　アレクサンデル3世　ヨーロッパ中世史

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

１．研究開始当初の背景
(1)11 世紀の西南フランスのアキテーヌ地方では地域のキリスト教の指導者たる司教、大修道院長が中心となって聖人崇敬で人心掌握を行いつつ社会的秩序の維持を行った。この方策はミレニアムの「神の平和」運動として知られている。中世の年代記作者アデマール・ド・シャバンヌが残した史料のおかげで我々は 11 世紀の当該地方の社会的秩序については知ることができる。一方で 12 世紀のアキテーヌ地方はプランタジネット家の暴力に苦しめられた時代として描写されることが多い。西南フランスのプランタジネット家の統治システムに関する研究も少なく研究は進展していない。カペー朝の統治以前の時期の西南フランス史の研究の遅れは、イギリス史やフランス史といった近代歴史学の一国史観の枠組みに収まりきらないグレーゾーンとして当該地域が放置され続けたことに起因する。
(2)西欧中世史においては史料の大半が教会人によって書き記されたラテン語文書であった。これらの教会側の史料を効果的に活用したオーギュスト・フリッシュの叙任権闘争史によって教会史と国制史は接合され、説得的な時代の全体像が構築された。だがフリッシュが対象としたのは 11 世紀からウォルムス協約が締結された 12 世紀前半までの時期であり、それ以降の時期については説得的な教会史と国制史を総合するような全体像を提示する研究はあらわれていない。中世盛期から後期にかけての教会史についてはアンドレ・ヴォシェの霊性史が社会史・心性史の成果を導入して大きな成果を挙げた。だがヴォシェの霊性史は教会史を深化させた反面、教会史と国制史の間の溝は深まり、両者の分断を引き起こすという弊害もあった。12 世紀後半の社会的秩序を教会史と国制史の双方の溝を埋めつつ再構成することは、年代記などの有効な史料の欠如により進展せず、この時代の西南フランスは「神の平和」の退化した時代として一言で片づけられてしまっているのが現状である。

２．研究の目的
(1)古代教会に於いては 386 年のミラノ司教アンブロシウスによる殉教者ゲルヴァシウスとプロタシウスの聖堂への移葬の如く殉教者の亡骸を聖堂へ移葬し司教の権威を持って聖人認定を行う慣行があらわれたが、聖人認定に教皇権は関与していなかった。中世に入り教皇権による聖人認定が開始され、813 年のマインツ教会会議で聖人伝や奇蹟録が聖人認定の際の証拠資料として用いられるようになる。続く 993 年教皇ヨハネス 15 世の下でアウクスブルク司教ウダルリクスの聖人認定が執り行われた際には、マインツ教会会議の証拠資料に関する規定が遵守されたことに加えて聖人認定に関する教書が史上初めて発給されることとなった。列聖という用語の確立が象徴するように古代中世の慣行を集成し列聖制度の輪郭が整えられたのが教皇アレクサンデル 3 世期（1159-1181 年）であった。同教皇の教令『アウディーウィムス』によって教皇権が列聖権を自らに留保する慣行があらわれる。そして 1239 年教皇グレゴリウス 9 世(1227-1291 年)の『教令集』に『アウディーウィムス』が採録されることをもって教皇権の列聖権が広く認知されるようになった。だが実際には 12 世紀後半のアレクサンデル 3 世期に列聖のフォーマットが確立したのではなく、その時点の教皇権を取り巻く政治状況を反映した対処療法的な措置に過ぎなかったという点は看過されている。それがグレゴリウス 9 世の『教令集』に採録され後世の模範とされたのは偶然であり、アレクサンデル 3 世期の列聖教書はそれが発給された時点では新興国への指導を狙った政治性を帯びた文書というのが実態であった。筆者は研究課題 15K02960「ヨーロッパ中世都市リモージュの宗教組織のメディア戦略の進化についての研究」で科研費を得て列聖省を訪問し調査した際、この列聖教書などの列聖関連文書の政治性に気づかされた。この政治性に着目することで 12 世紀後半の年代記などの史料の欠如を補完し、フリッシュの研究の射程が及ばなかった 12 世紀後半以降の西南フランスの政治的現実を解明することが本研究の目的である。
(2)実証研究については上述の通りだが、もう一つの目的について附言したい。それは教会史と国制史を再び架橋し接合するという目的である。この構想を実現する予備作業として愛知大学人文社会学研究所で三つのシンポジウム「国境を超える歴史学」「帝国と魔女で読み解くヨーロッパ」「ヨーロッパ中近世の複合国家」を企画運営し、トランスナショナルヒストリー、フロンティアヒストリー、グローバルヒストリー、帝国史研究といった最新の国制史の研究動向を吸収することに努め、ドイツ国制史の影響下で構築された叙任権闘争史観の一国史観的な側面を超克することを目指した。

３．研究の方法
(1)列聖は現在では列聖省の管轄事業であることもあって教会の問題として扱われているように思われる。ところが列聖の出発点は在地の側の請願から始まるのである。そこで本研究では列聖が在地の現世利益や利害関係に基づく請願から出発することに目を付け、①在地からの列聖推進活動、②在地からの列聖の請願、③教皇権の指示の下、枢機卿による奇蹟と徳行の調査、④教皇権による列聖（聖人認定）の各プロセスを分析し、在地の聖俗権力が列聖の請願を行った意図と政治的背景を探ることができるのではないかと考えた。①②のプロセスで列聖審査に用いら

れる伝記や奇蹟録の祖型が形成され、③のプロセスで予備審査として実地調査にあたった枢機卿の判断が明らかになる。④のプロセスで本審査の結果が開示された列聖教書が作成される。そのすべてのプロセスで聖俗の利害が諮られ調整される。本研究ではこのような列聖プロセスの検証によって聖俗のコミュニケーションの結節点を明らかにするというアプローチを採用する。今日、列聖は教皇が有するなかでも最も異論の余地の少ない特権とされている。だが実際、列聖プロセスは聖俗諸権力の駆け引きが如実にあらわれる現場といえよう。
(2)研究開始段階の史料状況の予備調査については、列聖研究の定石の通り、1729 年に公刊されたフォンタニーニの *Codex Constitutionum quas summi pontifices ediderunt in solemni canonizatione sanctorum a Johanne XV. ad Benedictum XIII. sive ab A. D. 993 ad A. D. 1729* で列聖教書の調査を行い、その後に欠落部を補う作業に移る。また伝記史料の諸版についても同じく 1898 年からボランディストによって編まれ改編された *Bibliotheca hagiographica latina antiquae et mediae aetatis* で凡その全体像を得た上で『アクタ・サンクトールム』で必要な版を特定し、『アナレクタ・ボランディアーナ』で欠落部を補完しつつ史料の解析作業を進める。

４．研究成果
(1) 教会法に通暁した教皇アレクサンデル 3 世の下で列聖プロセスは発展し、列聖推進書簡、列聖請願書、列聖調査依頼文書、列聖教書、聖人伝、奇蹟録などの列聖関連文書が増加した。この増加によりそれらを時系列に分析する道が開かれ列聖を通じての聖俗のコミュニケーションの構築を動態的に把握することを可能にした。一般に世俗と結びついた在地の教会から列聖推進活動は始まる。そして聖俗の積極的な関わり合いを通じて列聖のプロセスは進められる。列聖は教皇権によって排他的に独占されるものではないし、無味乾燥な実務書類でもない。列聖は聖俗諸権力のコミュニケーションの結節点であり、本研究で用いた列聖からのアプローチは今後の教会史・国制史の研究に寄与する可能性を備えているといえよう。
(2) 12 世紀後半にドイツの強力な皇帝フリードリヒ・バルバロッサ（在位 1152-90 年）がウィクトル 4 世（在位 1159-64 年）、パスカリス 3 世（在位 1164-68 年）、カリクストゥス 3 世（在位 1168-78 年）といった対立教皇を支持した際に教皇アレクサンデル３世（在位 1159-1181 年）がシスマを乗り切ることができたのは、イングランドから西南フランスにかけて領地を広げ西欧最大の勢力として頭角を現したプランタジネットの君主ヘンリ 2 世(在位 1154-1189 年)の支持による。教皇権による列聖権の留保は強力な皇帝と対立教皇に対抗するために教皇権とプランタジネットの協調政策によって成立したという事実が本研究で明らかになった。12 世紀後半の教皇権による列聖権の留保の慣行は、叙任権闘争終結以後の時代の政治秩序を解明する手懸かりとなるという点で本研究の成果は今後の研究の第一歩となるように思われる。
(3)列聖を通じての領域内平和の生成と聖俗の相互依存関係の成立について述べたい。11 世紀のアキテーヌの神の平和の時代に律修教会(修道院)の聖マルシアル、在俗教会(在俗参事会)の聖レオナールの崇敬が担っていた緩やかな領域内平和の象徴の機能を、12 世紀にはより広範囲に複合国家アンジュー帝国の緩やかな統合の象徴として律修教会（修道会）の側ではグランモン会の創建者エチエンヌ・ド・ミュレ、在俗教会（在俗参事会）の側では大司教トマス・ベケットの崇敬が担っており、前述の前世紀の聖人たちと比べてそれらは広範囲な崇敬圏を形成していたことを確認した。グランモン会の支院がアンジュー帝国領内に集中的に設置されているのも、トマス・ベケットの聖遺物箱がアンジュー帝国の辺境の西南フランスのリモージュに多く残されているのも決して偶然ではなく、それらの崇敬圏の広がりを示す。前世紀の聖マルシアルや聖レオナールより広範囲の崇敬圏を形成するためにエチエンヌもトマスも教皇権により列聖される必要があった。教皇権による列聖権の留保は教皇権が上位権力として強制したものではなく、在地の希求と 12 世紀後半の教皇権の列聖政策が一致した結果生じた現象である。11 世紀に比してより広範囲の領域内平和は教皇権による列聖権の留保によって成立したといえよう。アンジュー帝国の領域内平和の生成は、聖俗諸権力の列聖をめぐって構築された相互依存関係の深化によって実現されたという事実を解明した。
(4)今後の展望として列聖研究の可能性について述べたい。列聖制度について調査する過程で多くの知見を得た。1634 年ウルバヌス 8 世(在位 1623-1644 年)の教令「天上のイェルサレムの市民」で教皇権による列聖権の留保は再認されるとともに全ての聖人認定が教皇権の下に包摂される規定が設けられ、1734-1738 年公刊のベネディクトゥス 14 世(在位 1740-1758 年)『神の僕の列福と福者の列聖』によって列聖は制度として体系化されるに至る。中世から近世にかけての列聖制度の体系化に比例して大量に作成された列聖関連文書、例えばポジツィオやスンマリウムなどは歴史研究の蚊帳の外に置かれ手つかずで残されている。これを有効利用することで列聖プロセスをさらに詳細に分析することが可能になる。史料の所在を調査する過程で中世後期に関する今後の研究の進展については疑う余地がないほど史料状況に恵まれていることが確認された。先行研究で看過されてきた列聖関連文書の史料としての可能性を明らかにし得たという点も本研究の貢献のひとつである。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計8件（うち査読付論文　1件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　6件）

１．著者名 小野賢一	４．巻 第33号
２．論文標題 「トマス・ベケットの列聖―列聖請願書の分析―」	５．発行年 2024年
３．雑誌名 『愛大史学ー日本史学・世界史学・地理学―』愛知大学文学部歴史地理学科	６．最初と最後の頁 1-23頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 小野賢一	４．巻 第32号
２．論文標題 「『聖レオナール伝』にみる叙述の定型表現」	５．発行年 2023年
３．雑誌名 『愛大史学ー日本史学・世界史学・地理学ー』愛知大学文学部歴史地理学科	６．最初と最後の頁 63-76頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 小野賢一	４．巻 1
２．論文標題 「西欧中世の幸福：『聖レオナール伝』にみる至福の人」	５．発行年 2022年
３．雑誌名 『「幸福」を考える：東洋、西洋、実証研究』愛知大学人文社会学研究所研究報告論文集	６．最初と最後の頁 64-72頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 渡邉浩	４．巻 第21号
２．論文標題 「教皇ウルバヌス８世の教令「天上のイェルサレムの市民」と列聖手続きの歴史」	５．発行年 2022年
３．雑誌名 『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』	６．最初と最後の頁 33-54頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

1．著者名 小野賢一	4．巻 第30号
2．論文標題 「『聖レオナール伝』（11世紀前半）の成立―神の平和運動とのかかわり―」	5．発行年 2021年
3．雑誌名 『愛大史学ー日本史学・世界史学・地理学―』	6．最初と最後の頁 55-78頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

1．著者名 小野賢一	4．巻 第74集
2．論文標題 「書評：大西晴樹著『海洋貿易とイギリス革命: 新興貿易商人の宗教と自由』」	5．発行年 2020年
3．雑誌名 『キリスト教史学』	6．最初と最後の頁 275-276頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

1．著者名 小野賢一	4．巻 新版
2．論文標題 「文学部のなかの世界史学」	5．発行年 2021年
3．雑誌名 『愛大文学部の方法』	6．最初と最後の頁 128-129頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

1．著者名 渡邉浩	4．巻 第20号
2．論文標題 「書評：三浦麻美『「聖女」の誕生―テューリンゲンの聖エリーザベトの列聖と崇敬』」	5．発行年 2021年
3．雑誌名 『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』	6．最初と最後の頁 71-78頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

〔学会発表〕　計10件（うち招待講演　0件／うち国際学会　0件）

1．発表者名 小野賢一
2．発表標題 カンタベリ大司教トマス・ベケットの列聖：列聖教書の比較研究
3．学会等名 第 74 回キリスト教史学会大会（東北学院大学）
4．発表年 2023年

1．発表者名 小野賢一
2．発表標題 トマス・ベケットの列聖のプロセス―その動態的把握―
3．学会等名 藤女子大学キリスト教文化研究所例会
4．発表年 2024年

1．発表者名 渡邉浩
2．発表標題 古代教会における聖人認定
3．学会等名 藤女子大学キリスト教文化研究所例会
4．発表年 2024年

1．発表者名 小野賢一
2．発表標題 トマス・ベケット列聖と12世紀の人文主義：列聖プロセスからの検討
3．学会等名 第73回キリスト教史学会大会（南山大学、オンライン開催）
4．発表年 2022年

１．発表者名 小野賢一
２．発表標題 トマス・ベケット列聖：列聖請願書の分析を中心に
３．学会等名 藤女子大学キリスト教文化研究所例会
４．発表年 2023年

１．発表者名 渡邉浩
２．発表標題 教皇権による列聖の開始と展開
３．学会等名 藤女子大学キリスト教文化研究所例会
４．発表年 2023年

１．発表者名 小野賢一
２．発表標題 21世紀の封建制研究に向けて
３．学会等名 愛知大学世界史学専攻レクチャーとディスカッション
４．発表年 2023年

１．発表者名 小野賢一
２．発表標題 12世紀のカンタベリ大司教トマス・ベケット殺害事件と列聖
３．学会等名 豊橋市民大学トラム
４．発表年 2021年

１．発表者名 小野賢一
２．発表標題 12世紀の貴族の反乱と暴君ヘンリ2世の贖罪
３．学会等名 豊橋市民大学トラム
４．発表年 2021年

１．発表者名 小野賢一
２．発表標題 西欧中世の幸福：『聖レオナール伝』にみる至福なる人
３．学会等名 愛知大学人文社会学研究所シンポジウム「幸福」を考える―東洋、西洋、実証研究ー
４．発表年 2020年

〔図書〕　計2件

１．著者名 小野賢一編	４．発行年 2021年
２．出版社 愛知大学人文社会学研究所	５．総ページ数 95
３．書名 『聖職者と女性の歴史学』	

１．著者名 中野隆生・加藤玄編、小野賢一（43～48頁）	４．発行年 2020年
２．出版社 明石書店	５．総ページ数 388
３．書名 『フランスの歴史を知るための50章』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
研究協力者	渡邉　浩 (Watanabe Hiroshi)		

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関